



遊休農地の解消を支援します！

事業名	遊休農地解消対策事業
目的	地域計画の実現に向け、遊休農地の簡易な整備を行う担い手を支援することで、遊休農地を解消し持続可能な農業を実現するため
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象農地 <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の区域内 ・目標地図において農業を担う者が位置付けられていない ・1号遊休農地（緑区分）※草刈りなどの簡易な整備で耕作可能となる農地のこと ○事業要件 <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理権を10年以上設定すること ・転貸する相手方は、当該遊休農地の所有者ではないこと ・本事業の交付を受けたことのある遊休農地ではないこと
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り、除礫、抜根、耕起・整地等 の人件費など 対象外例：農業目的で植えた樹木の抜根費用、機械等の購入費用など
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地解消に要した経費を10aあたり最大43,000円補助 ※補助額を超えた分の費用は、担い手の負担

手続きの流れ

1 準備

- ▶ 農政企画課へ相談（交付要件の確認など）
- ▶ 担い手が準備するもの
 - ・遊休農地解消合意書
 - ・見積書（2者以上）
 - ・実施前の現地写真

2 事業実施

- 草刈
- 除礫
- 抜根
- 耕起など



3 完了後

- ▶ 農政企画課へ報告
- ▶ 担い手が準備するもの
 - ・実施後の現地写真
 - ・市への請求書
 - ・中間管理権の設定書類（農用地利用集積等促進計画など）

【問合せ】豊田市役所 農政企画課 企画担当

電話：0565-34-6640 FAX：0565-33-8149 Email：nousei@city.toyota.aichi.jp